

令和6年
4月1日
から

下水道使用料を改定します

詳しくは☎下水道課☎788-4960

市民生活にとって欠かすことのできない重要なライフラインである下水道施設を将来にわたり安定して維持していくよう、施設更新（長寿命化含む）を行う必要があることから、下水道使用料を改定することになりました。

将来にわたり安定的な汚水処理を行うため、先送りは難しい状況です。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



対象者▶ 公共下水道使用者（上水道や井戸水を公共下水道へ排水している人）

新料金▶ 令和6年3月31日以前から継続して下水道を使用している人は、経過措置として次のとおりと適用時期 なります。

- ・偶数月検針の地域（JR 高崎線より西側）→ 6月検針分から
- ・奇数月検針の地域（JR 高崎線より東側）→ 7月検針分から

※令和6年4月1日以降に下水道の利用を開始する人は、当初から新料金となります。

使用料の支払▶ 下水道使用料は、上水道の検針と同時に、上水道の使用水量を基に2か月に1度ご請求していただきます（お支払いの際は消費税が加算）。

Q & A

Q なぜ改定するの？

A 桶川市では、昭和56年の下水道供用開始以来42年間、下水道使用料の改定を一度も行わずに下水道サービスの提供に努めてきました。しかし、現実には下水道使用料収入だけでは下水道サービスにかかる費用をすべて賄えないために、福祉や教育など基本的な行政サービスを担う一般会計の予算から毎年2億円もの赤字補填をしている状況にあります。

下水道事業は、少子高齢化社会による人口減少などから水需要が減少することによる使用料収入の減少が見通されるなかで、次々と耐用年数を迎える下水道施設の更新費用の確保に努めなければならないという課題に直面しているためです。

Q 使用料を改定しないとどうなるの？

A 現在の状況が続いた場合、下水道事業の経営が困難となり、必要な更新工事などができなくなることから、耐用年数の過ぎた施設の破損により、各家庭から排水される汚水処理に支障が生じるおそれがあります。



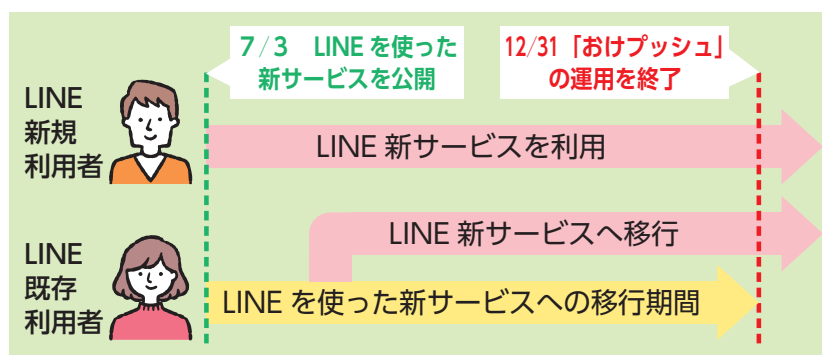
「おけプッシュ」運用終了。「LINE」への移行をお願いします

詳しくは☎秘書広報課☎788-4901

情報発信アプリ「おけプッシュ」は、12月31日(日)をもって、運用を終了します。引き続き、市からのお知らせやごみ収集日の「プッシュ通知」※1などのサービスをご利用される場合は、桶川市公式LINEアカウントを「友だち」追加してください。

- ・「桶川市LINEアカウント利用規約」に同意のうえ、ご利用ください。
- ・LINEアプリのインストールが必要です。
- ・通信費用は利用者負担となります。

※1 サービス開始は、7月3日(月)以降です。



算定基準 1 か月あたり（税別）

改定前

区分	汚水排水量	金額
基本料金	10m ³ まで	700円
超過料金 (1 m ³ 増すごとに)	11m ³ ～30m ³	110円
	31m ³ ～50m ³	120円
	51m ³ ～100m ³	130円
	101m ³ ～200m ³	140円
	201m ³ ～500m ³	150円
	501m ³ ～1000m ³	160円
	1,000m ³ から	170円



改定後

区分	汚水排水量	金額
基本料金	8 m ³ まで	1,180円
	9 m ³ ～10m ³	100円
超過料金 (1 m ³ 増すごとに)	11m ³ ～30m ³	110円
	31m ³ ～50m ³	120円
	51m ³ ～100m ³	130円
	101m ³ ～200m ³	140円
	201m ³ ～500m ³	150円
	501m ³ ～1000m ³	160円
	1,000m ³ から	170円

モデルケース ※1 か月あたり（税別）

改定により金額がどれくらい変わるか、モデルケースをお示しします。

※下水道使用料は、2 か月に 1 度ご請求しています（2 か月分をまとめて一括ご請求）。

1人世帯（8 m³の場合）



令和5年度
700円



令和6年度	増減
1,180円	+480円

2人世帯（16 m³の場合）

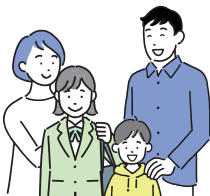


令和5年度
1,360円



令和6年度	増減
2,040円	+680円

4人世帯（32 m³の場合）



令和5年度
3,140円



令和6年度	増減
3,820円	+680円



「よくある質問」は、
こちら。



市 HP でもご確認
いただけます。

桶川市公式 LINE が使いやすくなりました

7/3(月) リニューアル

詳しくは☎秘書広報課☎788-4901



ごみ収集日を「プッシュ通知」で
受け取れるようになりました。



「受信設定」から、ほしいジャンルの情報だけ受け取れる
ようになりました。



「友だち追加」
はこちら。



※トーク画面・受信設定は開発中のもので、
変更になる場合があります。

事業者・生産者(農業者)等支援金

7月24日
申請開始



法人に10万円、 個人事業主や農業者などに 5万円を支給します

詳しくは☎産業観光課・農政課☎788-4928

原油価格・物価高騰などで経済的に影響を受けている市内事業者と農業者に対して、法人の場合は10万円、個人事業主などの場合は5万円を支給します。

※詳しくは、市ホームページを確認してください。



▲ホームページ
はこちら

対 象▶

- ・市内に本拠地があり、事業関連の主たる収入がある者
- ・市内に在住で、農業収入がある者

支給額▶

法人：10万円

個人事業主など：5万円

申込み▶

7月24日(月)から9月29日(金)《消印有効》までに、郵送(〒363-8501 桶川市泉1-3-28)で、産業観光課 事業者・生産者等支援金担当宛てへ。

申請書類▶ 以下の4点すべてが必要です。

- ①支給申請書兼請求書(申請書の配付は、7月中旬頃。産業観光課・農政課窓口や市HPから入手できます。)
- ②申請者本人または法人名義の振込先口座の通帳の写し
- ③申請者本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し
- ④確定申告書類の写し

〈法人〉・令和4年確定申告書別表一の写し

・法人事業概況説明書の写し

〈個人〉・令和4年確定申告書第一表の写し

・青色申告決算書または収支内訳書の写し

※別途、その他の書類が必要となる場合があります。

令和5年度

「住民税非課税世帯」へ3万円を支給します

詳しくは☎社会福祉課☎788-4933

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、住民税非課税世帯給付金を支給します。

対 象▶ 基準日(令和5年6月1日)時点で、桶川市の住民基本台帳に記録され、世帯員全員が令和5年度の市民税・県民税が課税されていない世帯

支 給 額▶ 1世帯3万円

申請期限▶ 11月30日(木)まで
《当日消印有効》



支給方法▶ 対象となる世帯主へ、7月中旬頃に随時「住民税非課税世帯給付金支給要件確認書」を普通郵便で送ります。

必要事項を記入の上、確認書を返送してください。

詳細は、確認書類に同封する案内文、または市ホームページを確認してください。

国民健康保険被保険者証は8月に更新されます

詳しくは☎保険年金課☎788-4941

現在の被保険者証の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証は7月上旬から下旬にかけて、簡易書留にて順次送付します。配達時に不在となる場合は、「郵便物等お預かりのお知らせ」が投函されますので、受け取り方法の案内に従って受領してください。

限度額適用認定証などの利用者は再申請が必要です

8月から「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」が切り替わります。8月1日以降、認定証が必要な人は申請してください。なお、保険税を滞納していると交付できません。

70歳未満の国民健康保険加入者

認定証の提示により、医療機関などへの支払いが自己負担限度額までの窓口負担となります。また、住民税非課税世帯の人は入院時の食事代が減額されます。

手続きに必要なもの▶

- ・被保険者証
- ・マイナンバーのわかるもの

70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者

提示が必要なのは、課税所得145万円以上690万円未満の世帯および住民税非課税世帯の人です。また、住民税非課税世帯の人は認定証の提示で、入院時の食事代が減額されます。

手続きに必要なもの▶

- ・被保険者証兼高齢受給者証
- ・マイナンバーのわかるもの

限度額適用 認定証とは

高額な医療費がかかる場合、事前に申請し、交付された認定証を医療機関の窓口
に提示することで、保険適用内の医療費の支払いを自己負担限度額までに行うこと
ができる証書

令和
5年度

国民健康保険税の納税通知書を送付します

詳しくは☎保険年金課☎788-4941

7月上旬頃に令和5年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主あてにお届けします。

なお、納税通知書送付後、「あて所不明」などにより、配達できず返送されてくる場合があります。7月12日(水)を過ぎても国民健康保険税納税通知書が届かない場合は、連絡してください。

国民健康保険税 Q&A

Q私には国民健康保険に加入していないのに、私あてに納税通知書が届きました。なぜですか？

A国民健康保険税は世帯ごとに計算し、その世帯主が納税義務者になります。そのため世帯主本人は職場の健康保険に加入している場合でも、世帯内に国民健康保険に加入している人がいれば、世帯主あてに納税通知書が郵送されます（国民健康保険税は加入者分のみ計算されます）。

Q国民健康保険税はいつ支払うのですか？

A今年4月から来年3月までの一年分の国民健康保険税を、今年7月から来年2月までの8回に分けて納付していただきます（月額とは異なります）。納期限はそれぞれの月末（土・日・祝日の場合は翌日）です。また、加入者全員が65歳以上の世帯は、原則として年金から天引きとなり、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の6回に分けて、納付していただきます。

Q国民健康保険税はどのように計算しているのですか？

A令和5年度国民健康保険税は、6月30日までに保険年金課で確認できた加入者人数と加入者の前年中の所得

をもとに計算されます。7月1日以降に加入・脱退の届出があった場合や、前年中の所得について変更などが確認できたときは、その都度保険税を再計算し、新しい納税通知書を送付します。また、年度の途中で、加入・脱退された場合、税額は月割計算されます。年度途中で40歳になる人は、40歳到達月分から「介護保険分」が上乗せされますので、到達月の翌月に新しい納税通知書を送付します。また、年度途中で65歳になる人については、65歳到達月の前月分までを月割計算した税額で納税通知書を送付します。

Q国民健康保険税は現在、年金から天引きされていますが、今回の通知書の税額はどのように計算しているのですか？

A今回の通知書の税額は、令和5年度国民健康保険税の年税額から令和5年4月から8月までに仮徴収する税額との差額です。国民健康保険税が年金から特別徴収されている人については、10月・12月・2月の年金受取時に、天引きされる国民健康保険税の税額を記載しています。

令和4年度下半期

予算執行状況

詳しくは財政課

☎ 788・4905

◀上日出谷南2号
調整池が完成



▶地域福祉活動
センターが
リニューアル
後運営開始



▲世代間交流スペース

令和4年度一般会計は、予算現額27億3,065万円に対して、収入済額は25億3,403万9千円（収入率91・7％）です。

収入済額の多いものとして、市税、国庫支出金、地方交付税、地方消費税交付金があります。支出済額は27億6,481万9千円（執行率89・3％）で、民生費、公債費、総務費が多くなっています。

また、国民健康保険特別会計、公共下水道事業会計など一般会計を除く会計の予算現額合計は163億8,025万8千円で、収入済額は15億5,879万6千円（収入率95・6％）、支出済額は15億3,209万円（執行率91・8％）となっています。

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの予算執行状況と3月末現在の累計をお知らせします。

会計年度は3月31日で終わりますが、5月31日までは出納整理期間として収入、支出がありますので、令和4年度決算とは異なります。

令和4年度の決算については、12月号でお知らせします。

市税負担額状況

令和5年3月31日現在

人 口	74,632人
世 帯 数	33,867世帯
市税収入済額	9,977,436,164円
市民1人当りの市税負担額	133,688円
1世帯当りの市税負担額	294,606円

一般会計予算執行状況

令和5年3月31日現在 (注意) 千円未満は四捨五入

歳入

(単位：千円)

区 分	予算現額	上半期	下半期 収入済額	累計 収入済額	収入率 (%)
市 税	10,568,938	5,187,795	4,789,641	9,977,436	94.4
地方消費税交付金	1,550,000	888,402	786,397	1,674,799	108.1
地方交付税	3,289,786	2,212,849	1,108,029	3,320,878	100.9
国庫支出金	6,060,952	1,335,720	4,140,864	5,476,584	90.4
県 支 出 金	1,776,884	245,280	1,154,611	1,399,891	78.8
市 債	1,767,246	0	933,646	933,646	52.8
そ の 他	2,716,844	1,147,381	1,503,424	2,650,805	97.6
合 計	27,730,650	11,017,427	14,416,612	25,434,039	91.7

※原則として単位未満で四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

歳出

(単位：千円)

区 分	予算現額	上半期	下半期 支出済額	累計 支出済額	執行率 (%)
総務費	2,855,590	1,190,918	1,302,411	2,493,329	87.3
民生費	12,954,903	4,465,331	7,284,695	11,750,026	90.7
衛生費	3,096,550	963,182	1,483,347	2,446,529	79.0
土木費	1,926,038	707,323	903,280	1,610,603	83.6
教育費	2,540,467	901,681	1,257,330	2,159,011	85.0
公債費	2,633,189	1,229,269	1,403,746	2,633,015	99.9
その他	1,723,913	780,687	891,619	1,672,306	97.0
合 計	27,730,650	10,238,391	14,526,428	24,764,819	89.3

※原則として単位未満で四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

一般会計以外の会計の予算執行状況

令和5年3月31日現在 (注意) 千円未満は四捨五入

(単位：千円)

会 計 名	予算現額	上半期収入済額	下半期収入済額	累計収入済額	収入率 (%)
		上半期支出済額	下半期支出済額	累計支出済額	執行率 (%)
国民健康保険特別会計	7,400,307	3,027,475	3,946,567	6,974,042	94.2
		3,395,203	3,573,232	6,968,435	94.2
介護保険特別会計	6,238,717	2,495,545	3,611,352	6,106,897	97.9
		2,459,348	3,029,037	5,488,385	88.0
後期高齢者医療特別会計	1,274,788	401,417	802,774	1,204,191	94.5
		402,967	791,722	1,194,689	93.7
公共下水道事業会計	1,466,446	503,362	870,304	1,373,666	93.7
		465,430	915,151	1,380,581	94.1
合 計	16,380,258	6,427,799	9,230,997	15,658,796	95.6
		6,722,948	8,309,142	15,032,090	91.8

地方債(未償還元金)現在高

令和5年3月31日現在 (注意) 千円未満は四捨五入

